

公益社団法人松戸市シルバー人材センター中・長期計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人松戸市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の事業運営を着実に遂行するため、中・長期的視野に立ち基本目標として、中・長期計画を策定することを目的として設置する委員会活動の必要事項について定める。

(組織)

第2条 委員会の委員は10名以内とし、理事4名、正会員3名、松戸市担当課職員2名、常務理事（事務局長）により構成し理事長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、本計画策定の日までとする。

(運営)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となり、委員会を代表する。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

5 委員会に、作業部会及び分科会を置くことができる。

6 作業部会及び分科会の委員は、委員長が選任する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、センター事務局にて処理する。

(報酬及び諸謝金)

第7条 会議に出席した場合の報酬及び諸謝金は、「公益社団法人松戸市シルバー人材センター役員報酬及び費用に関する規程」及び「公益社団法人松戸市シルバー人材センター諸謝金等の支給に関する規程」の定めに基づいて支給する。

(報告)

第8条 委員長は、委員会における審議に関し必要と認める事項を理事会へ報告するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要事項については、理事会の議決を得て別途定めることができる。

附 則

この要綱は、平成11年5月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年5月8日から施行する

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する